（テナント名称等）消防計画

　　年　月　日作成

# 目的及び適用範囲

この計画は、消防法第８条及び同法第36条の規定に基づき、火災を予防するともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ　　　部分に勤務等する者は、この計画を遵守する。

〔防火・防災管理業務の委託　あり　・　なし〕

【↓防火・防災管理業務の委託を行う場合】

# 防火・防災管理業務の一部委託　〔　あり　・　なし　〕

１ 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

２ 委託者への報告

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期に防火・防災管理者に報告する。

３ 防火・防災管理業務の委託状況　〔　常駐　・　巡回　・　遠隔移報　〕

別添「防火管理業務委託状況票」（その１）～（その３）のとおり。

# 災害想定

１ 震度６強程度の地震が発生した場合に予測される被害想定及び当該被害想定に基づく具体的な対策は、別表１のとおりとする。

２ 防火・防災管理者は、別表１の被害想定及び具体的な対策に基づき、日常の防火・防災管理業務を行うとともに、従業員に対して防火・防災意識の向上及び地震発生時の活動技術の向上に努めなければならない。

# 管理権原者の責任

１ 管理権原の及ぶ範囲の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。

２ 廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。

３ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

４ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。

【↓その他特記事項がある場合】

５

# 防火・防災管理者の業務

防火・防災管理者は、この計画の作成及び実行についての全ての権限を持って、次の業務を行う。

１ 点検・監督業務

(1) 火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修

建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修

(2) 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修

(3) 避難施設、防災設備等の検査・点検の実施と、不備欠陥箇所のある場合の改修

(4) 防火・防災担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督

(5) 火気の使用、取扱いの指導、監督

２ 教育・訓練業務

(1) 従業員に対する防火・防災の教育の実施

(2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討

(3) 放火防止対策の推進

３ 管理業務

(1) 収容人員の管理

(2) 消防機関への届出及び連絡等

(3) 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置

４ 点検立会業務

(1) 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示

(2) 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示

(3) 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立

(4) 防火対象物点検・防災管理点検の立会い又は立会いの指示

５ 管理権原者への提案・報告業務

(1) 防火・防災管理業務を遂行する上での提案

(2) 点検・検査の結果についての報告

６ その他防火・防災管理上必要な業務

〔統括防火・防災管理者の選任　あり　・　なし　〕

【↓統括防火・防災管理者が選任されている場合】

(1) 防火・防災管理上必要な事項の、統括防火・防災管理者への報告

〔防災センター　あり　・　なし　〕

【↓防災センターがある場合】

(2) 防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

〔自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルの作成　あり　・　なし　〕

【↓自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルを作成する場合】

(3) 自動火災報知設備の非火災報対策マニュアルの作成及び徹底

【↓その他特記事項がある場合】

(4)

# 火災予防上の点検等

１ 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、日常点検票（別表２）、別紙「自主点検票」に基づき実施する。

| 種別 | 実施時期 | 実施者 | その他必要な事項 |
| --- | --- | --- | --- |
| 日常（日常点検票） |  |  |  |
| 定期（自主点検票） | 月・　月 |  |  |

〔統括防火・防災管理者の選任　あり　・　なし　〕

【↓統括防火・防災管理者が選任されている場合】

なお、不備欠陥事項の改修は、全体についての消防計画に基づく権原の範囲により責任を有する管理権原者が行う。

２ 法定点検等及び報告

(1) 防火・防災管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

(2) 消防用設備等の点検・報告について、建物所有者が実施しているか確認し、必要があれば、事業所（テナント）の責任で、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。

(3) 防火・防災管理者は、法定点検結果を適宜確認し、その記録を管理するとともに、点検の結果、不備があった場合は管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

(4) 防火・防災管理者は、法定点検結果を適宜確認し、その記録を管理するとともに、点検の結果、不備があった場合は管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

【↓その他特記事項がある場合】

(5) その他

# 従業員が守るべき事項

１ 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。

２ 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

３ 喫煙は、指定された場所で行う。

４ 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。

５ 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。

６ ガス機器を使用中はその場を離れない。離れるときは火を消してから離れる。

【↓その他特記事項がある場合】

７ その他

# 放火防止対策

１ 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

２ 倉庫、書庫等は施錠する。

３ 終業時には、必ず施錠する。

【↓その他特記事項がある場合】

４ その他

# 工事等における安全対策

１ 消防用設備等の機能に支障を及ぼす工事等では、「工事中の消防計画」を作成し届出する。

２ 模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を提出させ必要な指示を行う。

３ 防火・防災管理者は工事に立ち会い、又は立会者を指定し、定期的に工事状況を確認する。

４ 工事人に、指定場所以外での喫煙及び裸火の取扱いをさせない。

５ 工事人に、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定させて提示させる。

【↓その他特記事項がある場合】

６ その他

# 防火・防災教育

１ 防火・防災管理者は、別紙１及び別紙２の「防火・防災の手引き」を活用し、従業員、新入社員等に必要の都度、教育を行う。

２ 防火・防災管理教育の実施に併せて、地震発生時の対応方法等の防災教育を実施する。

３ 管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

４ 管理権原者は、防火・防災管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように、資格を有する者の育成を計画的に推進する。

【↓その他特記事項がある場合】

５ その他

# 消防機関への連絡・報告

管理権原者又は防火・防災管理者は、消防機関に以下に掲げる届出等を行う。また、管理権原者及び防火・防災管理者は、届出等を行った書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し及び保管する。

| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| --- | --- | --- |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出 | 防火・防災管理者を変更したとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を変更したとき  管理権原者又は防火・防災管理者を変更したとき | 防火・防災 管理者 |
| 自衛消防組織設置（変更）届出 | 自衛消防組織を設置・変更したとき | 管理権原者 |
| 消防訓練実施の通報 | 消防訓練を計画・実施したとき | 防火・防災 管理者 |
| 消防用設備等点検結果報告 | 年に１回  （総合点検時に報告する。） | 建物所有者等 |
| 防火対象物点検結果報告 | １年に１回  （特例認定を受けた場合を除く。） | 管理権原者 |
| 防災管理点検結果報告 | １年に１回  （特例認定を受けた場合を除く。） | 管理権原者 |
| 防火対象物変更届出 | 建物の間仕切り等の変更、用途の変更等を行う場合において、変更する日の７日前まで | 建物所有者等 |
| 催物開催届出 | 劇場等以外の建築物等において演劇、映画その他の催物を行おうとするとき | 催物の主催者 |
| 禁止行為の解除承認申請 | 劇場、物品販売店舗等の喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込みが禁止されている場所において、禁止行為の解除を申請するとき | 建物所有者等 |
| その他（上記以外の法令に基づく届出等） | 法令に定める時期 |  |

# 自衛消防隊の編成、任務等

１ 自衛消防隊の編成及び任務

(1) 事業所自衛消防隊の編成及び任務は別表３に示すとおりとする。なお、別表３は　　室の見やすい位置に掲示する。

(2) 事業所自衛消防隊は、管理権原が及ぶ範囲を担当する。

(3) 事業所自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動する。

〔統括防火・防災管理者の選任　あり　・　なし　〕

【↓統括防火・防災管理者が選任されている場合】

(4) 事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となる。

２ 自衛消防隊の装備等

| 装備器材 | 数量 | 保管場所 | 点検時期 |
| --- | --- | --- | --- |
| 消火器 |  |  | 月 |
| ロープ |  |  |
| 携帯用拡声器 |  |  |
| ヘルメット |  |  |
| 携帯用照明器具 |  |  |
|  |  |  |

# 訓練

１ 消防訓練

| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| --- | --- | --- |
| 部分訓練 | 消火、通報、避難誘導等の訓練を個別に行う。 | 月頃・　月頃 |
| その他（　　　　　） |  |
| 総合訓練 | 火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。 | 月頃・　月頃 |

２ 防災管理に係る避難訓練

(1) 防火・防災管理者は、地震等の災害が発生した場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように、次の訓練を実施するものとする。

| 訓練種別 | 実施時期 |
| --- | --- |
| 避難訓練 | 月頃 |
| その他（　　　　　） | 月頃 |

(2) 防火・防災管理者は、訓練実施後、この計画の内容を検証し、必要に応じて、当該検証結果に基づきこの計画の見直しを行わなければならない。

３ 訓練の実施結果等

(1) 防火・防災管理者は、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

(2) 消防訓練を実施する場合、防火・防災管理者は、その旨を「消防訓練実施（計画）報告書」により　　消防署に通報する。

４ 自主防災訓練への参加

地域で行われる自主防災訓練には、積極的に参加する。

# 地震対策

１ 日常の地震対策

(1) 地震時の災害を防止するため、防火・防災管理者は日常点検票（別表２）、自主点検票により点検を実施するとともに、ロッカー等の転倒、落下及び移動防止措置並びに窓ガラスの飛散防止措置を行う。

(2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。

| 非常用物品等 | 備蓄場所 | 点検時期 |
| --- | --- | --- |
| 飲料水 |  | 月 |
| 非常用食料 |  |
| 医薬品 |  |
| 懐中時計 |  |
| 携帯ラジオ |  |
| 携帯用拡声器 |  |
|  |  |

(3) 周辺事業所と協議し、地震発生時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図る。

２ 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 火気使用設備器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火・防災管理者に状況を報告する。

(3) 防火・防災管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。

３ 地震時の活動

地震時の自衛消防活動は、別表３を原則とする。

# 大規模テロ等に伴う災害対策

１ 事前の備え

マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検・整備を行う。

２ 自衛消防隊の編成と任務

大規模テロ等に伴う災害（CBRNE災害を含む。以下同じ。）の自衛消防活動は、別表３を原則とする。別表３の編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当を増強、移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

３ 自衛消防隊の活動

(1) 通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行う。

(2) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。

(3) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。

(4) 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。

# 大雨・強風等対策

１ 事前の備え

(1) 排水溝等の雨水排水施設を清掃、整備する。

(2) 落下危険のある附属物の除去、固定措置を図る。

(3) 停電時等に正しい情報が入手できるようラジオ等を備えておく。

(4) 止水板、土のう、排水ポンプ等の水災害に対応する資器材を定期的に整備、点検する。

２ 自衛消防隊の編成と任務

大雨・強風等に伴う災害発生時の自衛消防活動は、別表３を原則とする。別表３の編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当を増強、移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

３ 自衛消防隊の活動

(1) 大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合は、建物内外の定期巡回及び屋外に通じる窓、扉の閉鎖を行う。

(2) 道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合は、資器材の点検、排水ポンプの作動確認、地下部分への立入制限及びエレベーターの使用制限を行う。

# 別表１

被害想定及び具体的対策

| 被害想定シナリオ | | 震度６強・平日・　　時に発生した場合 | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建物の概要 | | 地上　　階・地下　　階、　　造　新耐震基準に対応　延床面積　　㎡　テナント数　　店　在館者数約　　人（内訳　従業員数：　　人　来場者数　　人） | | | | | | |
| 被害の対象 | | 想定の方法 | 被害の具体的事象 | 設定する目標 | 対応行動の具体化 | | 優先度 | 自衛消防隊 |
| 応急対策的事項 | 予防的事項 |
| 建築構造 | 建築構造 | 建築年度、構造形式、階数、耐震補強の有無を根拠に想定  　新耐震基準対応につき震度６強程度の揺れに対し耐久するが多少の被害あり  　階ごとの揺れの大きさを予測  　過去の被害事例から被害状況を推定 | 建築構造の被害を一部確認  　　階　　　の柱に亀裂あり  床にひび割れあり | 避難・待機の判断を　分以内に決定 | 建築の専門家による損傷箇所の確認 | 耐震診断  耐震補強工事 | Ａ | 班  　　人 |
| 外壁・窓ガラス・看板 | 外壁の一部落下あり  建物周囲にガラスが散乱 | 負傷者の発生防止 | 建物周囲への接近禁止 | 立入禁止措置範囲の設定  防護庇の設置 | Ｂ | 班  　　人 |
| 内装・天井 | 階　　　天井が落下  照明器具も一部落下し破損 | 在館者を安全な場所へ誘導  破損ガラスの片付け清掃 | 器具・機器の固定 | Ｂ | 班  　　人 |
| 建築設備等 | エレベーター | 全面停止  　停止に伴う被害  　エスカレーターは、周囲の状況を勘案 | 最寄り階到着後に停止、使用不可  閉じ込め事故発生 | 閉じ込め者の救出 | 負傷者有無の確認と状況説明  消防隊・エレベーター管理会社への連絡 | エレベーター管理会社と復旧・救出フローの確認（誰がどのように行うか） | Ａ | 班  　　人 |
| エスカレーター | エスカレーター停止  負傷者なし | 転倒による負傷者の発生防止 | 使用禁止措置  「停止」表示に切替え | 非常時の運用ルールを確認 | Ｃ | 班  　　人 |
| 空調・換気設備 | 設計、施工上の強度、耐震診断結果、過去の実例等に基づき、損壊、防火、防災上の機能停止等の被害を想定 | 空調・換気設備の配管が折損  停電で使用不能 | 空調の早期復旧  代替設備の準備 | 配管工の手配と修理 | 設計・施工業者に配管の耐震性を確認 | Ｂ | 班  　　人 |
| ボイラー・発動発電機、燃料タンク等 | 重油燃料の一部漏洩  火災発生なし | 二次災害（火災）防止 | 燃料の回収作業の実施 | 可燃物や不要物の放置禁止  防火区画の機能確認 | Ｂ | 班  　　人 |
| 避難施設等 | 非常口等の扉 | 構造、形状等を個別に耐震診断し、過去の被害事例を勘案して推定  　避難経路となる廊下、階段については、過去の事例及び建物の耐震診断による揺れ等の状況から、個別に被害を推定  　内装材やガラスについては、大きさ、形状、材質、落下防止措置の有無等を個別に確認し、被害を推定  　事務室内等のじゅう器の設置状況から転倒・落下・移動の状況を推定  　階段室の形状、非常口の大きさ、予想される避難客等の集中度等から個別に殺到する状況を推定 | 事務室の扉枠変形で開閉不能  閉じ込め者　名発生 | 閉じ込め者の救出 | 安否確認と救出 | 安否確認方法の確立  扉の解錠方法の事前確認 | Ａ | 班  　　人 |
| 廊下や非常階段 | 事務室から出火  客室や廊下に煙が滞留 | 煙による窒息被害の防止 | 煙発生階は　分以内に避難完了 | 防火区画の機能確認  排煙設備の非常時運用ルールの決定 | Ａ | 班  　　人 |
| 内装材やガラス | 壁掛けの鏡が落下  避難経路にガラスが飛散 | ガラスによる負傷者の発生防止  避難経路の妨害防止 | 飛散ガラスの清掃 | 飛散防止フィルムの貼付固定強化 | Ｂ | 班  　　人 |
| 事務室内等の家具等 | じゅう器の転倒・落下・移動 | 転倒・落下・移動してきた物による負傷者の発生防止 | 転倒・落下・移動しそうな物への接近禁止 | じゅう器の固定化  避難経路を確保した位置に配置 | Ｃ | 班  　　人 |
| 階段室や非常口 | 従業員が階段室や非常口に殺到  避難路が渋滞 | 将棋倒しによる負傷者の発生防止 | パニック防止の非常放送実施（地震の影響、館内の被害状況、来場者の対応状況など） | パニック防止放送の内容確認  放送の信頼性確保の検討 | Ａ | 班  　　人 |
| 消防用設備等 | 防火シャッター・防火扉 | 設置場所における揺れの状況等から建物構造部の変形程度を推定し、各消防用設備等の耐震措置の状況、過去の事例から被害を推定  　過去の実例による被害確率、被害対策状況、天井の部材及び設置状況、設置階の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等機能停止について被害を推定 | 障害物放置による防火シャッターの閉鎖障害 | 煙による窒息被害の防止 | 誘導員の配置による立入禁止措置 | 防火シャッター付近の物の除去 | Ｂ | 班  　　人 |
| スプリンクラー設備 | スプリンクラーヘッド損傷による不時放水 | 漏水被害の拡大防止 | 火災未発生確認後、制御弁を閉止 | 制御弁室の位置確認  １系統の防護範囲の確認 | Ｂ | 班  　　人 |
| 自動火災報知設備 | 煙感知器連動防火戸の故障による不作動 | 煙による窒息被害の防止 | 誘導員の配置による立入禁止措置 | 定期的な防火戸の機能点検の実施 | Ｂ | 班  　　人 |
| 不活性ガス消火設備 | 不活性ガス消火設備のボンベの転倒 | ボンベ転倒による負傷者の発生防止 | ボンベ室の立入禁止 | ボンベの固定強化 | Ｃ | 班  　　人 |
| 屋内消火栓設備 | 屋内消火栓設備ボックスの変形 | 屋内消火栓設備の使用可能化 | ボックスの扉の開放可能化 | 定期的な開閉状況の確認 | Ｂ | 班  　　人 |
| 収容物等 | 室内の備品 | 各階の耐震診断結果等に基づいて揺れの大きさを推定し、各階の収容物の量、形状、固定措置等を個別に確認し、被害を想定  　照明器具等の形状、設置状況、過去の実例、転倒・落下・移動防止対策の実施状況等について個別に確認し、被害を想定 | 各テナントの棚類や物品は固定対策不備で、転倒・落下・移動が発生 | 転倒・落下・移動してきた物による負傷者発生防止 | 転倒・落下・移動しそうな物への接近禁止 | 棚・物品等の固定強化 | Ｃ | 班  　　人 |
| 照明器具等 | 吊り照明が多く、窓際に近いものは振動により緩衝し損傷 | 落下物による負傷者発生防止 | 落下しそうな物への接近禁止 | 固定強化 | Ｃ | 班  　　人 |
| 室内の書棚、ロッカー、家具、コピー機、家電製品等 | 各テナントの棚類や物品は固定対策不備で、転倒・落下・移動が発生 | 転倒・落下・移動してきた物による負傷者発生防止 | 転倒・落下・移動しそうな物への接近禁止 | Ｃ | 班  　　人 |
| パーティション | 吊り下げ式、固定済を除くパーティションが転倒 | 転倒物による負傷者発生防止 | 転倒しそうな物への接近禁止 | 移動式パーティションの管理徹底 | Ｃ | 班  　　人 |
| 電気・水道・交通 | 停電による客室の照明 | 地域防災計画におけるライフラインに対する被害想定及びハザードマップから、周辺社会基盤の被害を想定  　復旧までの所要日数を電気は５日、水は45日、ガスは60日として想定 | 外部からの電力供給が遮断され非常電源の通電箇所以外は停電 | 室内移動時の負傷者発生防止 | 非常電源による最小限の照明の確保 | 定期的な非常電源の確認 | Ｂ | 班  　　人 |
| 停電による廊下・階段・ロビーの照明 | 建物内移動時の負傷者発生防止 | Ｂ | 班  　　人 |
| 断水 | 外部から水の供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り使用可能 | 脱水による体調不良者の発生防止 | 備蓄飲料水の配付 | 飲料水等の防災用品を在館者に個別に配布 | Ｃ | 班  　　人 |
| 断水時のトイレ | 使用可能なトイレの情報提供 | 非常用トイレの配置及び携帯用トイレの配付 | 非常用トイレの配置及び携帯用トイレの配付 | Ｃ | 班  　　人 |
| 交通 | 全面的な周辺交通の麻痺状態 | 無理な帰宅を抑制 | 待機場所の設置 | 帰宅困難者対策の作成 | Ｃ | 班  　　人 |
| 通信 | 外線電話 | 防火対象物内の受信設備、サーバー等の配置場所、各階の揺れや変形の状況、各種機材の耐震性等から、災害時に使用可能か否かを個別に推定  　推定不能の場合は、通常の通信手段として使用不可 | 通常電話は、使用が著しく困難 | 緊急電話の回線確保 | 使用可能な電話の確保 | 複数の種類の電話を準備 | Ｃ | 班  　　人 |
| 内線電話 | 内線電話ラインが切断され通話不可。サーバー損傷で通信不可 | 緊急の連絡手段を確保 | トランシーバー等による連絡手段の確保 | 非常用連絡手段として必要な器材を準備 | Ｃ | 班  　　人 |
| 公設消防への連絡 | 専用回線を用いた通常使用は可能 | 確実な通信手段の確保 | 通報の可否の確認 | 複数の種類の電話を準備 | Ｃ | 班  　　人 |
| 二次被害等 | 食堂等の火気使用区域からの火災 | 過去の事例から、火災発生の火元となる箇所を想定  　火元となる箇所の自動停止等の状況や建物等の基本被害、消防用設備等被害を勘案し、火災発生箇所とその数及び延焼の可能性を推定  　推定困難な場合は一定割合での火災発生を推定 | 一部の食堂等から火災発生 | 負傷者発生防止 | 初期消火の実施と立入禁止措置 | 消火設備の確認と初期消火体制の強化 | Ｂ | 班  　　人 |
| 火気使用設備器具、電気機器からの出火 | 喫煙室の出火や短絡による火災発生 | Ｂ | 班  　　人 |
| 機械室・ボイラー室からの出火 | 短絡による火災発生 | Ｂ | 班  　　人 |
| ガス使用設備からのガス漏洩 | 食堂からガス漏洩 | Ｂ | 班  　　人 |
| 出火による館内における煙の充満 | 出火場所、建物構造、対策措置の状況から煙の充満等を想定  　自衛消防組織の対応不可能 | スプリンクラー損傷区画から火災発生により一部で延焼拡大 | 煙発生階は　分以内に避難完了 | 防火区画の機能確認  排煙設備の非常時運用ルールの確認 | Ａ | 班  　　人 |
| 人的被害（死傷） | 天井等の破損、照明器具の落下による死傷 | 各フロア・室内・ロビー等における在館者数の状況から死傷者の発生、通行障害等の被害を推定  　揺れによる直接的な死傷者に加え、火災やパニックの発生に伴う二次災害による被害を想定  　棚類、物品の転倒・落下・移動による破損及びそれらの設置場所から死傷者数を推定 | 揺れの大きい上層階を中心に落下物による死傷者発生 | 死傷者を最小限に抑制 | 死傷者を早急に安全な場所へ移動 | 救出救護方法の確認と訓練の強化 | Ａ | 班  　　人 |
| ガラスの破損による死傷 | 窓ガラス、ガラスカーテンウォール等の破損により死傷者発生 | Ａ | 班  　　人 |
| 家具、ロッカー等の転倒・落下・移動による死傷 | 固定対策不備により転倒・落下・移動に起因する死傷者発生 | Ａ | 班  　　人 |
| 火災・煙による死傷  屋外退去者の落下物による負傷 | 延焼地区付近で自力脱出困難者の一部が死傷し、出入口へ集中した群集が屋外へ突出して死傷 | Ａ | 班  　　人 |
| 避難中の混乱(パニック)による死傷 | 避難中にパニックが発生し死傷者発生 | Ａ | 班  　　人 |
| 帰宅困難 | 運行中止や帰宅経路の被災による帰宅困難 | 帰宅方面ごとの人数、地震発生時刻、交通基盤の被害想定から帰宅困難者数を推定 | 半径　km外に居住する従業員の一部が帰宅困難 | 一斉帰宅の抑制 | 道路状況及び交通機関の運行状況を把握し在館者に伝達 | 時差帰宅計画の作成及び帰宅困難者のための備蓄品の準備 | Ｂ | 班  　　人 |

# 別表２

日常点検票（　　　月）

点検実施者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 曜日 | 検査項目 | | | | | | | | | |
| 火気管理 | | | | | | | | 避難施設、防火戸、出入口等 | |
| ガス関係 | 電気関係 | 裸火関係 | 喫煙管理 | 火の元 | 放火防止 | | |
|  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  | | |  |  |
| （凡例）○…良　　×…不備、欠陥等　　⭙…即時改修  （備考）不備、欠陥等があった場合は、ただちに防火・防災管理者に報告すること。 | | | | | | | |  | 防火・防災管理者  確認 | |  |

# 別表３

自衛消防隊の編成及び任務

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 管理権原者〔　　　　　〕 | | | | |
|  |
|  | 事業所自衛消防隊長  〔　　　　　〕 | |  | 事業所自衛消防隊長が不在時の代行者兼副隊長  １〔　　　　　〕  ２〔　　　　　〕 | |
|  |  |
|  |  | | | | |
|  |  | 火災時の任務 | | | 地震等発生時の任務 |
|  | 通報連絡班  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕 | (1) 自動火災報知設備の発信機を押す。（非常ベルを鳴らす。）  (2) 大声で周囲に知らせる。（他階、他事業所を含む。）  (3) 119番通報する。  (4) 防災センター等関係先へ連絡する。  (5) 消防隊への情報提供を行う。  (6) | | | (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。  (2) 事業所自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。  (3) |
|  |
|  | 初期消火班  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕 | (1) 避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。  (2) 天井に燃え移ったら、消火器による初期消火は中止して避難する。  (3) | | | ○避難誘導担当とする。  (1) 避難誘導に先立ち、出入口等の配置につく。  (2) 避難口を開放し、避難経路図に従って避難誘導を行う。  (3) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。  (4) |
|  |
|  | 避難誘導班  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕 | (1) 避難口を開放し、避難経路図に従って避難誘導にあたる。  (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。  (3) | | | (1) 避難誘導に先立ち、出入口等の配置につく。  (2) 避難口を開放し、避難経路図に従って避難誘導を行う。  (3) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。  (4) |
|  |
|  | 班  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕  〔　　　　　〕 | (1)  (2)  (3) | | | ○  (1)  (2)  (3) |
|  |

※　　　室の見やすい位置に掲示すること。

# 別図

避難経路図

|  |
| --- |
| 【避難口等が明記された平面図等に避難経路（矢印）を記入し、添付してください。】 |

※　　　室の見やすい位置に掲示すること。

# 別紙１

防火・防災の手引き（新入社員用）

|  |
| --- |
| 消防計画について |
| 消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。 |
| 消火器について |
| １　消火器の設置場所を覚えてください。  消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に２か所以上覚えてください。  ２　消火器の使い方を覚えてください。  使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。 |
| 火気設備・器具について |
| １　火気設備・器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。  ２　常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。  ３　取扱上の注意事項を守り、故障し又は破損したままで使用しないでください。  ４　地震時には、使用を中止してください。  ５　終業時には点検を行い、安全を確認してください。 |
| 喫煙について |
| １　指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。  ２　吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。  ３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。 |
| 危険物（シンナー、ベンジンなど）の取扱いについて |
| １　使用するときは、防火・防災管理者の承認を受けてください。  ２　使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。 |
| 避難施設の維持管理について |
| １　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしないでください。  ２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。 |
| 放火防止対策について |
| １　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。  ２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。  ３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。 |
| 火災時の対応 |
| １　通報連絡  119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）  防災センター（防災センターがある場合）と防火・防災管理者に連絡します。  ２　消火活動  消火器等を使って、消火活動を行います。  ３　避難誘導  避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。 |
| 地震時の対応 |
| １　身の安全を図ってください。  蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。  ２　火の始末を行ってください。  揺れがおさまったら、火気設備・器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。 |
| その他 |
|  |

# 別紙２

防火・防災の手引き（従業員用）

|  |
| --- |
| 消防計画について |
| 消防計画を再確認してください。  〔消防計画の確認項目〕  (1) 通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (2) 初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (3) 避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (4) 自主検査（日常）の実施担当者（　　　　　　　　　　　）  (5) 自主検査（定期）の実施担当者（　　　　　　　　　　　） |
| 火気設備・器具について |
| １　火気設備・器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。  ２　常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。  ３　取扱上の注意事項を守り、故障し又は破損したままで使用しないでください。  ４　地震時には、使用を中止してください。  ５　終業時には点検を行い、安全を確認してください。 |
| 喫煙について |
| １　指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。  ２　吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。  ３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。 |
| 危険物（シンナー、ベンジンなど）の取扱いについて |
| １　使用するときは、防火・防災管理者の承認を受けてください。  ２　使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。 |
| 避難施設の維持管理について |
| １　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置いたりしないでください。  ２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。 |
| 放火防止対策について |
| １　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。  ２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。  ３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。 |
| 火災時の対応 |
| １　通報連絡  119番通報します。（火災・救急の種別、所在、目標、火災の内容など）  防災センター（防災センターがある場合）と防火・防災管理者に連絡します。  ２　消火活動  消火器等を使って、消火活動を行います。  ３　避難誘導  避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。 |
| 地震時の対応 |
| １　身の安全を図ってください。  蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。  ２　火の始末を行ってください。  揺れがおさまったら、火気設備・器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。 |
| その他 |
|  |